

＜発表要旨＞

ラテン・アメリカにおける 国際商事仲裁制度の特色

石 井 陽 一
(神 奈 川 大 学)

1. 国際商事紛争が発生した場合の解決方法として、① あくまでも当事者間の粘り強い協議により解決する ② 裁判(justicia), 調停(conciliación) ③ 仲裁(arbitraje) のような法律的な手続きにより解決を図る, という選択がある。法律的手続きを選ぶ場合には, 国際商事仲裁(arbitraje comercial internacional) が選好されるのが通例である。その理由は, 仲裁は単審制であるので裁判に比較して時間と費用が節約になること, 非公開なので企業秘密が漏洩する心配がないこと, 裁判よりも国際取引の問題に理解を有する仲裁人(arbitro) によって判断が下される可能性があること, 国際条約によって保証される可能性があること, 裁判は法廷地国の言葉を用いなければならないが仲裁は国際取引の共通語になっている英語または当事者・仲裁人が共有する外国語を用いるなど使用言語の選択が可能であること, 仲裁判断(laudo) も判決(fallo, sentencia) 並みの強制力があり得るので調停よりも実効性があること, などである。

しかし, 以上のような利点も相手国によって一様ではない。例えば, 国際条約によって保証されているといっても, その国際条約の非加盟国においてはその利点が生かされない。

ラテン・アメリカではどうであろうか。

2. 国際商事仲裁をめぐる法体系は, 当事者の何れかの国の国法(実体法と手続法。当事者の自治により何れかを準拠法として指定。), 仲裁に関する多数国間条約, 仲裁に関する二国間条約, 国際的な商人自治の法として発達してきた国際規則(パリの国際商業会議所 <ICC>, ロンドン仲裁裁判所, ニューヨークの米

州商事仲裁委員会〈Inter-American Commercial Arbitration Commission〉、日本の国際商事仲裁協会などの常設仲裁機関の仲裁規則)など、極めて広い範囲にわたる。

国内法については、基本契約に適用される実体準拠法(主として民・商法)と仲裁手続に適用される訴訟準拠法(主として民事訴訟法のなかに含まれている仲裁法)に大別されるが、当事者自治で自由に指定できるのは実体準拠法で、訴訟手続法については必ずしも自由に選択できないというのが通説である。

因みに、外国で下された仲裁判断の自国内執行を認め合う1958年のニューヨーク条約は仲裁判断の執行はそれが援用される国の手続法によるという立場を執っている(第3条)。1973年のパナマ条約も同趣旨を定めている(第4条)。

ラテン・アメリカをめぐる国際条約としては、世界的規模の多数国間条約、米州を単位とする多数国間条約、二国間条約の三通りがある。世界的な規模の条約としては、仲裁に関する1924年のジュネーブ議定書、外国仲裁判断の執行に関する1927年のジュネーブ条約、外国仲裁判断の承認および執行に関する1958年のニューヨーク条約があるが、ラテン・アメリカ諸国の加盟状況はあまり芳しくない。

ジュネーブ議定書の加盟国はブラジル1国、ジュネーブ条約は皆無、ニューヨーク条約はウルグアイ、エクアドル、キューバ、グアテマラ、コロンビア、チリ、パナマ、メキシコの8カ国(1986年8月末現在)である。

米州単位の国際条約は、域内の国際私法統一の条約に関連するもので、そのなかに加盟国のなかで下された仲裁判断の他の加盟国における執行を認める条項が含まれている。ラテン・アメリカは国際私法の統一運動では世界に先駆けており、1889年のモンテビデオ条約、1911年のポリール協定、1928年のブスタマンテ法典、1940年の国際訴訟手続法に関する条約などがあるが、何れも加盟国の数が限定されているので適用範囲も限定されている。1975年の国際商事仲裁に関する米州条約(通称パナマ条約)には12カ国が調印しているが、批准したのはパナマ、チリ、パラグアイの3国のみである。

2国間条約の例としては、日本とアルゼンチン、エルサルバドル、ペルーとの間の通商航海条約のなかで相手国で下された仲裁判断の互恵的執行を保証し合っている。

3. ラテン・アメリカ諸国の仲裁法では、契約書に仲裁条項があってもそれだ

けでは仲裁を強行できず、紛争発生後あらためて仲裁付託契約 (compromiso) の締結を必要とする国がある (特にブラジル)。一体に、仲裁条項は仲裁付託契約の締結に至るまでの予備契約とみる傾向が強い。

4. ラテン・アメリカ諸国が仲裁に関する国際条約の加盟に消極的なのはカルボ主義の影響ともみられる。カルボ主義からすれば、契約に関する外国人の請求については内国の裁判所が最終的な管轄権をもつことになるので、外国において下された仲裁判断に最終的拘束力を認めることに抵抗があるのであろう。カルボ主義を強く出しているがペルー憲法 17 条である。

5. 日本と対ラテン・アメリカ間の取引にかかわる契約のなかに仲裁条項を挿入する場合には、相手国がニューヨーク条約の加盟国であるかどうか、あるいは日本との通商航海条約のなかに仲裁条項の互恵的執行を認めているかどうかの検討が必要になろう。

(この発表の詳細は、神奈川大学法学研究所年報第 8 号〈昭和 62 年 3 月〉に論文化して掲載)。